別紙２

|  |
| --- |
| 気候風土適応住宅チェックリスト |

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第 786 号（以下「告示」という。））に適合する住宅を指します。

本チェックリストは、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）や、建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関による建築確認を円滑に進めるため、申請される建築物が気候風土適応住宅に該当する場合に活用することを想定しています。

【活用例】

・省エネ適判が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者又は設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者又は設計者も、確認申請図書に当該チェックリストを添付する。

・省エネ適判が不要な場合、建築確認の申請者又は設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請図書に添付する。

年 月 日

|  |
| --- |
| 建築物及びその敷地に関する事項 |
| 地名地番 |  |
| チェック項目（告示第１項第１号に係る基準） | チェック（申請者又は設計者が記入） |
| 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること |
| イ 外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること | □ |
| ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること | □ |
| ハ 　屋根が茅葺であること | □ |
| ニ　 次の（１）及び（２）に該当すること | □ |
|  | （１）外壁について、次の（ⅰ）から（ⅲ）までのいずれかに該当すること |
|  | （ⅰ）片面を真壁造とした土塗壁であること | □ |
| （ⅱ）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること | □ |
| （ⅲ）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること | □ |
| （２）屋根、床及び窓について、次の（ⅰ）から（ⅲ）までのいずれかに該当すること |
|  | （ⅰ）屋根が①から③のいずれかの構造であること | ①化粧野地天井 | □ |
| ②面戸板現し | □ |
| ③せがい造り | □ |
| （ⅱ）床が板張りであること | □ |
| （ⅲ）窓の過半が地場製作の木製建具であること | □ |

※当該チェックリストは、告示第１項第１号に定める基準への適合の確認に活用できます。告示第１項第２号に基づき、所管行政庁が、必要な要件を付加したものを別に定めている場合や、告示第２項に基づき前項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを別に定めている場合は、当該チェックリストを参考に適宜修正の上、ご活用ください。

※チェック項目の用語の解説等は、一般財団法人 住宅・建築ＳＤＧｓ推進センターが発行する「『気候風土適応住宅』の解説（2024 年度版）」を参考にしてください。

申請者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　設計者氏名：